



様式第 4 号

発 江 住 第 74 号
令和 3 年 2 月 15 日

一般廃棄物収集運搬業許可証

株式会社 赤松産業
代表取締役 赤松 敬四郎 様

江府町長 白石 祐治



令和 3 年 1 月 28 日付で申請の一般廃棄物収集運搬業については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 7 条第 1 項の規定により、次のとおり許可します。

事務所又は事業所の所在地	鳥取県西伯郡大山町高橋 1406 番地
取扱う一般廃棄物の種類	一般廃棄物
事業の範囲	収集運搬
許可期間	令和 3 年 4 月 1 日から 令和 5 年 3 月 31 日まで
営業の区域	江府町全域
(許可条件) 1 許可業務の遂行にあたっては、関係法令及び条例、規則に定める事項を遵守し、誠意をもってこれに専念すること。 2 業務上における関係住民からの苦情等については、自ら責任をもって処理すること。 3 この許可証は、事務所内の見えやすい所に掲示すること。	

使用する車両

番号	車 両	登録番号	最大積載量 kg	備 考
1	ダンプ	鳥取 100 は 1078	9,700	
2	コンテナ 専用車	鳥取 100 は 1199	10,400	
3	コンテナ 専用車	鳥取 100 は 1404	9,900	
4	キャブオーバ	鳥取 100 さ 5583	3,100	
5	ダンプ	鳥取 400 せ 1523	3,000	
6	ダンプ	鳥取 100 は 1723	9,000	
7				
8				
9				
10				